租税特別措置法等の一部を改正する法律案要綱

最近の経済情勢等を踏まえ、住宅投資及び中小企業の設備投資の促進を図るとともに、社会経済情勢の変化に対応する等の観点から認定特定非営利活動法人に対する寄附金に係る特例等所要の措置を講ずるほか、各種の租税特別措置における企業組織再編成に係る税制の整備その他所要の措置を講ずることとし、次により租税特別措置法等の一部を改正することとする。

一 租税特別措置法の一部改正(第1条関係)

1 住宅税制

(1) 住宅借入金等に係る税額控除制度について、平成13年7月1日から平成15年12月31日までの間に居住の用に供した場合の控除率、住宅借入金等の年末 残高の限度額及び控除期間を次のとおりとする新住宅ローン減税制度を創設 することとする。(租税特別措置法第41条関係)

居住の用に供する時期	控除期間	住宅借入金等の年末残高	控除率
平成13年7月1日から 平成15年12月31日まで	10年間	5,000万円以下の部分	1 %

なお、居住用家屋を平成16年中に居住の用に供する場合については、居住 用家屋を平成13年後期中に居住の用に供する場合の本法による改正前の措置 と同様の措置とする。

- (2) 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度の適用期限を3年延長することとする。(租税特別措置法第41条の5関係)
- (3) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例制度の適用期限を3年延長することとする。(租税特別措置法第36条の6関係)
- (4) 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例について、適用 対象に次の贈与を追加した上、その適用期限を平成15年12月31日まで延長す ることとする。(租税特別措置法第70条の3関係)
 - ① その者の所有する住宅について一定の増築、改築等の費用に充てるため

に受ける金銭の贈与

- ② その者又はその者の配偶者の所有するすべての住宅(住宅取得資金を贈与により取得した日前5年以内に居住していたものに限る。)について当該贈与の日の属する年の翌年12月31日までに譲渡する場合等において、その者の住宅の取得又は新築の対価に充てるために受ける金銭の贈与
 - (注)上記の改正は、平成13年1月1日以後に贈与により取得した金銭に係る贈与税について適用することとする。(附則第32条関係)
- (5) 住宅用家屋の所有権の保存登記及び移転登記並びに住宅取得資金の貸付け 等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限 を平成15年3月31日まで延長することとする。(租税特別措置法第72条~74 条関係)
- 2 中小企業の設備投資の促進等
 - (1) 中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度 の適用期限を平成14年3月31日まで延長することとする。(租税特別措置法 第10条の7、第42条の12関係)
 - (2) 試験研究費の額が増加した場合等の特別税額控除制度における中小企業者等の試験研究費の額に係る特例について、特別税額控除割合を平成14年3月31日までに開始する事業年度(個人については、平成14年分まで)については100分の10と、平成14年4月1日以後に開始する事業年度(個人については、平成15年分)については100分の6とした上、その適用期限を2年延長することとする。(租税特別措置法第10条、第42条の4関係)
- 3 金融関係税制
 - (1) 商品先物取引による所得に対する所得税については、次により申告分離課税を行うこととする。(租税特別措置法第41条の14、第42条の3関係)
 - ① 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成13年4月1日から平成15年3月31日までの期間(以下「適用期間」という。)内に、商品取引所法に規定する先物取引(一定の取引を含む。以下「商品先物取引」という。)をし、かつ、当該商品先物取引の差金等決済をした場合には、当該差金等決済に係る当該商品先物取引による事業所得及び雑所得(以下「商品先物取引に係る雑所得等」という。)については、他の所得と分離

して20%の税率により課税する。この場合において、商品先物取引に係る 雑所得等の金額の計算上損失の金額が生じたときは、その損失の金額は生 じなかったものとみなす。

- ② 適用期間内に商品先物取引の差金等決済をする者は、その差金等決済を する日までに、その差金等決済の都度、その者の氏名又は名称及び住所を、 その商品先物取引の委託等をする商品取引員等に告知しなければならない ものとし、当該商品取引員等は、一定の公的書類により本人確認をしなけ ればならない。
- ③ 商品取引員等は、適用期間内に居住者又は国内に恒久的施設を有する非 居住者が行った商品先物取引について差金等決済があった場合には、その 者の氏名及び住所、当該差金等決済の方法、当該差金等決済の約定価格等 一定の事項を記載した調書(以下「商品先物取引に関する調書」という。) を、その商品先物取引の差金等決済があった日の属する月の翌月末日まで に、当該商品取引員等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- ④ 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、商品先物取引に関する調書の 提出に関する調査について必要があるときは、当該商品先物取引に関する 調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の商品先物取引に関す る帳簿書類その他の物件を検査することができる。
- ⑤ 商品先物取引に関する調書の提出義務及び調査従事者等の守秘義務に対 する違反行為等について所要の罰則を定める。
- (2) 非居住者又は外国法人の一括登録国債の利子非課税制度について、その適 用対象に日本銀行及び税務署長の承認を受けた適格外国仲介業者(情報交換 条項を有する租税条約の相手国の法人であることその他一定の要件を満たす 者に限る。) に対し寄託された一括登録国債の利子を追加することとする。

(租税特別措置法第5条の2関係)

- (3) 特定短期国債等に係る源泉徴収免除等の特例制度について、次の措置を講 ずることとする。(租税特別措置法第41条の12、第42条の3関係)
 - ① 対象となる国債の範囲に、財政融資資金法及び財政融資資金特別会計法 の規定により発行される国債を追加する。
 - ② 一括登録国債の寄託者の範囲の拡大に伴い、特定短期国債等の混蔵寄託

(注)上記の改正は、平成13年4月1日以後にされる認定に係る事項について の登記に係る登録免許税について適用することとする。(附則第38条関係)

四 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成13年4月1日から施行することとする。 (附則第1条関係)

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

租税特別措置法等の一部を改正する法律

(租税特別措置法の一部改正)

租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の八」を「第九条の五」に、「第六十八条の六」を「第六十八条の七」に改める。

第二条第二項第三号及び第四号を次のように改める。

被合併法人 法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人をいう。

=

几 合併法人 法人税法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。

第二条第二項第十三号を同項第二十九号とし、同項第十二号を同項第二十八号とし、同項第十一号を同

十六号とし、同項第九号中「第二条第二十四号」を「第二条第二十三号」に改め、同号を同項第二十五号 項第二十七号とし、同項第十号中「第二条第二十六号」を「第二条第二十五号」に改め、同号を同項第二

同項第八号中「第二条第二十三号」を「第二条第二十二号」に改め、同号を同項第二十四号とし、

同項第五号から第七号までを十六号ずつ繰り下げ、同項第四号の次に次の十六号を加える。

五 分割法人 法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。

条の十四第一項」を「第四十一条の十五第一項」に改め、同条第四項中「第四十一条の十四第一項」を 「鶏四十―※の十五鶏―ᆈ」に改め、同条を第四十一条の十五とし、第四十一条の十三の次に次の一条を

(商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

加える。

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十三年四月一日から平成十五 品先物取引による事業所得及び雑所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十 和二十五年法律第二百三十九号)第二条第六項に規定する先物取引(同条第七項に規定する商品市場にお 雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「商品先物取引に係 五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該商品先物取引による事業所得の金額及び のを除く。以下この条において「差金等決済」という。)をした場合には、当該差金等決済に係る当該商 年三月三十一日までの期間(第三項及び第四項において「適用期間」という。)内に、商品取引所法 をし、かつ、当該商品先物取引の決済(当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるも いて行われる同条第八項第一号ホに掲げる取引を含む。以下この条において「商品先物取引」という。) 昭

得等の金額(次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用 その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。 この場合において、商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法 がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。 る雑所得等の金額」という。)に対し、商品先物取引に係る課税雑所得等の金額(商品先物取引に係る雑所

先物取引に係る雑所得等の金額」という。)」とする。 先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額 「山林所得金額」とあるのは、 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中 「山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一条の十四第一項 (以下「商品 (商品

2

前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

所得の金額 に規定する差金等決済に係る同項に規定する商品先物取引による事業所得がないものとして計算した 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「事業所得の金額」とあるのは (租税特別措置法第四十一条の十四第一項 (商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例) 事業

金額とする。)」と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額(商品先物取引に係る雑所得

等の金額を除く。)」とする。

三 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」

四 とあるのは、 税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項(商品先物 項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、 第四十一条の十四第一項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」と、同条第二 雑所得等の課税の特例)」と、 率)」とあるのは「前節(税率)及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項(商品先物取引に係る る商品先物取引に係る課税雑所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節 「総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法 同項に規定す (税

五 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他

の規定による所得税の額」とする。

取引に係る雑所得等の課税の特例)

前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で

3 写し、 称及び住所 めるものを除く。)は、その差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、その者の氏名又は名 この場合において、当該商品先物取引の差金等決済をする者は、 める者 て同じ。 適用期間内に商品先物取引の差金等決済をする者(法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定 法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、 (以下この項から第五項までにおいて「商品取引員等」という。) に告知しなければならない。)を、 (国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。 その差金等決済に係る商品先物取引の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定 当該商品取引員等にその者の住民票の 以下この項及び次項におい 当該商品取

引員等は、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。 準ずるもの(以下この号において「営業所等」という。)の長(商品先物取引の委託の取次ぎにより 第三項に規定する商品取引員 その商品先物取引の委託をした場合 (以下この号において「商品取引員」という。) の営業所その他これに 当該商品先物取引の委託を受けた商品取引所法第百二十六条

当該商品取引員に当該商品先物取引の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを引き受けた商

品取引員の営業所等の長)

前号に掲げる場合以外の場合 当該商品先物取引をした商品取引所法第二条第七項に規定する商品

市場を開設した同条第一項に規定する商品取引所の長

4 商品取引員等は、適用期間内に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行つた商品先物取引

について差金等決済があつた場合には、 当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の各人別

に、 その者の氏名及び住所、 当該差金等決済ごとの決済の方法、 (商品取引所法第百三十六条の二十一の約定価格等をいう。 当該差金等決済に係る商品先物取引の

種類、

数量及び対価の額又は約定価格等

その他の財務省令で定める事項を記載した調書 (次項及び第七項において 「商品先物取引に関する調

という。)を、 その商品先物取引の差金等決済があつた日の属する月の翌月末日までに、 当該商品

取引員等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 商品取引員等は、 政令で定めるところにより税務署長の承認を受けた場合には、 前項の規定により調

書に記載すべきものとされる事項を記録した磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体

ができる。この場合における同項及び第七項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該磁気 この項において「磁気テープ等」という。)の提出をもつて前項の規定による調書の提出に代えること

テープ等は、商品先物取引に関する調書とみなす。

6 項の規定の適用に関し必要な事項は、 第二項及び前項に定めるもののほか、第三項の規定による告知の特例その他第一項、第三項及び第四 政令で定める。

7 等決済に係る商品先物取引に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。 要があるときは、当該商品先物取引に関する調書を提出する義務がある者に質問し、 国税庁、 国税局又は税務署の当該職員は、 商品先物取引に関する調書の提出に関する調査について必 又はその者の差金

8 を示す証明書を携帯し、 国税庁、 国税局又は税務署の当該職員は、 関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分

9 第四十一条の十八第二項中「第四十一条の十八第一項」を「第四十一条の十九第一項」に改め、 第七項の規定による質問又は検査の権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 同条を

第四十一条の十九とし、第四十一条の十七の次に次の一条を加える。

(認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例)

第四十一条の十八 該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第一項に規定す を除く。)をした場合には、 る特定非営利活動に係る事業に関連する寄附(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの 個人が、第六十六条の十一の二第二項に規定する認定特定非営利活動法人に対し、 当該寄附に係る支出金は、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附 当

金とみなして、

同法の規定を適用する。

書の提出等に係る罰則)」に改め、 四第四項に規定する商品先物取引に関する調書」を加え、 項第二号中「第四十一条の十二第十六項」を「第四十一条の十二第十九項」に、「又は同条第十七項」を 「若しくは同条第二十項」に改め、 規定する支払の取扱者」の下に「若しくは同項に規定する受寄金融機関等の営業所等の長」を加え、 第四十一条の十二第二十三項又は第四十一条の十四第七項」に、 第四十二条の三の見出しを「(特定短期国債等の譲渡の対価等の支払調書又は商品先物取引に関する調 同条第一項第一号中「同条第十四項」を「同条第十六項」に改め、 「特定短期国債等の償還金の支払調書」の下に「又は第四十一条の十 同項第三号中「第四十一条の十二第二十項」を 「同項の」を「これらの」に改め、 同 同

に改め、 項 項第四号中 物取引に関する調書」を加え、 十二第十六項」を「第四十一条の十二第十九項」に、 に改め、 「特定短期国債等の償還金の支払調書」の下に「又は第四十一条の十四第四項に規定する商品先 「第四十一条の十二第二十項」を「第四十一条の十二第二十三項又は第四十一条の十四第七 同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、 同項を同条第三項とし、 「又は同条第十七項」を「若しくは同条第二十項 同条第一項の次に次の一項を加える。 同条第二項中 「第四十一条の

2 前項第一号の罪は、 刑法 (明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

条の十四、第四十一条の十五並びに第四十一条の十七」を「並びに第四十一条の十四から第四十一条の十 の十五又は第四十一条の十七」を「又は第四十一条の十四から第四十一条の十八まで」に、 第四十二条の三の二第一項中「、第九条の五第三項後段」を削り、 「、第四十一条の十四、 第四十一条

十年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度については、百分の十)に」に 第四十二条の四第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、 「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、 「百分の十に」を「百分の六 同条第二 (平成

(租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十三号)の一部を次のように改正す

る。

による」とあるのは「合併又は分割による」と、「又は合併」とあるのは「又は合併若しくは分割」と、 の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を超える資本の金額」と、同項第四号中 「超える資本の金額」とあるのは「超える資本の金額又は分割をした会社の当該分割の直前における資本 「合併」とあるのは「合併又は分割」とする」に改める。 附則第二十条第四項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、同項第二号中「合併

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成十三年三月三十一日

理由

る。 情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由であ 度、住宅用家屋に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実 に係る所得の特別控除制度の見直し等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて交際費の損金不算入制 正、合併・分割等の企業の組織再編成に対応するための各種特別措置の整備等を行うほか、技術等海外取引 ずるとともに、認定特定非営利活動法人に対する寄附金に係る特例及び贈与税の基礎控除の特例の創設、 置及び上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税を存続する経過措置の延長等の金融関係の措置を講 額の拡充等による新たな住宅ローン減税の実施、中小企業投資促進税制の延長等の投資の促進等に資する措 人の土地等に係る長期譲渡所得に対する課税の特例制度における税率軽減の特例等の延長等の土地税制の改 最近における社会経済情勢等にかんがみ、住宅借入金等に係る所得税額控除制度の控除期間及び控除限度

租 税 特 別 措 置 法 等 0) 部 を 改 正 す る 法 律 案 新 旧 対 照

表

改 Œ

(租税特別措置法の一部改正)

第一条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正す

総則(第一条・第二条)

所得税法の特例

利子所得及び配当所得 (第三条―第九条の五)

不動産所得及び事業所得

第一款 特別税額控除及び減価償却の特例(第十条--第二十条)

準備金(第二十条の二一第二十条の六)

第三款の二 鉱業所得の課税の特例(第二十二条―第二十四条) 第三款 技術等海外取引に係る課税の特例(第二十一条)

第四款 農業所得の課税の特例(第二十五条)

第五款 その他の特例(第二十五条の二―第二十八条の四)

給与所得及び退職所得(第二十九条―第二十九条の六)

第四節 山林所得及び譲渡所得等

山林所得の課税の特例(第三十条・第三十条の二)

第二款 長期譲渡所得の課税の特例(第三十一条―第三十一条の四)

第三款 短期譲渡所得の課税の特例(第三十二条)

第四款 収用等の場合の譲渡所得の特別控除等(第三十三条―第三十三条の

第五款 特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除(第三十四条— 第三十四条の三)

第六款 居住用財産の譲渡所得の特別控除(第三十五条)

第七款 譲渡所得の特別控除額の特例等(第三十六条)

第七款の二 居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例(第

特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例(第三

三十六条の二―第三十六条の六)

同 上

同 上

第一節 利子所得及び配当所得 (第三条―第九条の八)

同

第三款 同 第二款

上

第一款

第三款の二 同 上

第五款 第四款 同 上

第四節 第一款

第三節

第二款 上

第三款 同 上

第四款

上

第五款 同 上

第七款 第六款 同 同 上 上

第七款の二 同 F

第八款 同 上

行

する月の翌月末日までに)、当該所轄税務署長に提出しなければならない。 て「所轄税務署長」という。)の承認を受けた場合には、その支払をした日の属 の償還金の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長(以下この項におい 月三十一日までに(政令で定めるところによりその支払の取扱者の営業所等でそ 債等の償還金の支払調書」という。)を、その支払をした日の属する年の翌年一 令で定める事項を記載した調書(次項から第二十三項までにおいて「特定短期国 又は名称及び住所、その支払をした特定短期国債等の償還金の額その他の財務省 蔵寄託をする受寄金融機関等とする。以下この項において「支払の取扱者」とい う。)は、その償還金の支払を受ける者の各人別に、その支払を受ける者の氏名 合には、当該特定短期国債等に係る外国間接寄託者)が当該特定短期国債等の混

支払調書とみなす。 定による調書の提出に代えることができる。この場合における前二項、次項及び 体(以下この項において「磁気テープ等」という。)の提出をもつてこれらの規 ろにより税務署長の承認を受けた場合には、これらの規定により調書に記載すべ 規定する特定短期国債等の償還金の支払の取扱いをする者は、政令で定めるとこ 第二十三項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該磁気テープ等は きものとされる事項を記録した磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒 第十九項に規定する特定短期国債等の譲渡の対価の支払をする法人又は前項に それぞれ特定短期国債等の譲渡対価の支払調書又は特定短期国債等の償還金の

国債等の償還金の支払調書の提出の特例その他第十九項及び第二十項の規定の適 用に関し必要な事項は、政令で定める。 前項に定めるもののほか、特定短期国債等の譲渡対価の支払調書又は特定短期

ものと解してはならない。 第二十三項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められた

(商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 四月一日から平成十五年三月三十一日までの期間(第三項及び第四項において れる同条第八項第一号ホに掲げる取引を含む。以下この条において「商品先物取 第二条第六項に規定する先物取引(同条第七項に規定する商品市場において行わ 適用期間」という。 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十三年)内に、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)

> ければならない。 日の属する年の翌年一月三十一日までに(政令で定めるところによりその支払の において「特定短期国債等の償還金の支払調書」という。)を、その支払をした 還金の額その他の財務省令で定める事項を記載した調書(次項から第二十項まで その支払をした日の属する月の翌月末日までに)、当該所轄税務署長に提出しな 長(以下この項において「所轄税務署長」という。)の承認を受けた場合には、 取扱者の営業所等でその償還金の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署

ろにより税務署長の承認を受けた場合には、これらの規定により調書に記載すべ 規定する特定短期国債等の償還金の支払の取扱いをする者は、政令で定めるとこ 払調書とみなす。 それぞれ特定短期国債等の譲渡対価の支払調書又は特定短期国債等の償還金の支 第二十項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該磁気テープ等は、 定による調書の提出に代えることができる。この場合における前二項、 体(以下この項において「磁気テープ等」という。)の提出をもつてこれらの規 きものとされる事項を記録した磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒 第十六項に規定する特定短期国債等の譲渡の対価の支払をする法人又は前項に 次項及び

18

用に関し必要な事項は、政令で定める。 国債等の償還金の支払調書の提出の特例その他第十六項及び第十七項の規定の適 前項に定めるもののほか、特定短期国債等の譲渡対価の支払調書又は特定短期

22 21 20

のと解してはならない。 第二十項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたも

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

係る維所得等の金額を除く。)」とする。

「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額(商品先物取引に規定する商品先物取引による事業所得がないものとして計算した金額とするに規定する商品先物取引による事業所得がないものとして計算した金額とするに規定する商品先物取引による事業所得の特例)に規定する差金等決済に係る同項に規定する商品先物取引に係る維所得等の課税の特例)に規定する差金等決済に係る同項に規定する差金等決済に係る同項に規定する

等の金額」とする。
規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、商品先物取引に係る雑所得別定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、商品先物取引に係る雑所得」

課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第四十一条四十一条の十四第一項(商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例)」と、「条第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税特別措置法第』 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二

取引に係る雑所得等の課税の特例)の規定による所得税の額」とする。、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る課税雑所得等の金額の合計額」との十四第一項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」と

等は、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならで定める者(以下この項から第五項までにおいて「商品取引員等」という。各号に定める者(以下この項から第五項までにおいて「商品取引員等」という。各号に定める者(以下この項から第五項までにおいて「商品取引員等」という。各号に定める者(以下この項から第五項までにおいて「商品取引員等」という。各号に定める者(以下この項から第五項までにおいて「商品取引員等」という。各号に定める者(以下この項から第五項までにおいて「商品取引員等」という。各号に定める者(以下この項から第五項までにおいて「商品取引員等」という。各号に定める者は、当該商品取引員等にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本者でする者は、当該商品取引員等にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本者でする者は、当該商品取引員等にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本者でする者は、当該商品取引員等にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本者でする者は、当該商品取引員等にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本者でする者は、当該商品取引員等にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本者でする者は、当該商品取引員等により確認しなければならないものとし、当該商品取引員を等決済をする者は、当該商品取引員を決済をする者は、当該商品取引員を決済をする場合において、当該商品取引員を等決済をする者は、当該商品取引員を表示している。

き受けた商品取引員の営業所等の長) お受けた商品取引員の営業所等の長(商品先物取引の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを引引員に当該商品先物取引の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎにおいて「商取引所法第百二十六条第三項に規定する商品取引員(以下この号において「商取引所法第百二十六条第三項に規定する商品取引員(以下この号において「商取引所法第百二十六条第三項に規定する商品取引員(以下この号において「商取引所法第百二十六条第三項に規定する商品取引員(以下この号において「商品取引」という。

らないものとする。

対価の額又は約定価格等(商品取引所法第百三十六条の二十一の約定価格等をい等決済ごとの決済の方法、当該差金等決済に係る商品先物取引の種類、数量及び内に恒久的施設を有する非居住者の各人別に、その者の氏名及び住所、当該差金が行つた商品先物取引について差金等決済があつた場合には、当該居住者又は国が行った商品先物取引について差金等決済があつた場合には、当該居住者又は国第七項に規定する商品取引所の長

前号に掲げる場合以外の場合 当該商品先物取引をした商品取引所法第二条

長に提出しなければならない。「商品先物取引に関する調書」という。)を、その商品先物取引に関する調書」という。)を、その商品先物取引の差金等決済がう。)その他の財務省令で定める事項を記載した調書(次項及び第七項において

当該磁気テープ等は、商品先物取引に関する調書とみなす。 、前項の規定により調書に記載すべきものとされる事項を記録した磁気テープ等」との他の財務省令で定める記録用の媒体(以下この項において「磁気テープ等」との場合における同項及び第七項並びに第四十二条の三の規定の適用については、の場合における同項及び第七項並びに第四十二条の三の規定の適用については、の場合における同項及び第七項並びに第四十二条の三の規定の適用については、前項の規定により調書に記載すべきものとされる事項を記録した磁気テープそ

一項、第三項及び第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。6 第二項及び前項に定めるもののほか、第三項の規定による告知の特例その他第

帳簿書類その他の物件を検査することができる。 る義務がある者に質問し、又はその者の差金等決済に係る商品先物取引に関する関する調査について必要があるときは、当該商品先物取引に関する調書を提出す 関する調査について必要があるときは、当該商品先物取引に関する調書を提出する関係、国税局又は税務署の当該職員は、商品先物取引に関する調書の提出に

と解してはならない。 8 岩垣の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたもの

(同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例

第四十一条の十五 省 略

る字句にそれぞれ読み替えるものとする。の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる前二項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次

| 対象配偶者若しくは老人控除対象配偶者 | 養控除等の特例)の規定に該当する控除三項 | 偶者 (同居の特別障害者又は老親等に係る扶第八十五条第 | 老人控除対象配 | 租税特別措置法第四十一条の十五第一項

(同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例)

2 同 上

第四十一条の十四

同

上

3 同 上

対象配偶者若しくは老人控除対象配偶者養控除等の特例)の規定に該当する控除(同居の特別障害者又は老親等に係る扶同)上

同

上

(認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例)

(ホステス等の業務に関する報酬又は料金に係る源泉徴収の特例)

第四十一条の十九 省 略

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法第二百四条第二項及び第三項の 2 前項の規定の適用については、同条第二項第三号中「施設の経営者」とあるのは「施設を 2 前項の規定の適用については、同条第二項第三号中「施設の経営者」とあるのは「施設 2 前項の規定の適用がある場合における所得税法第二百四条第二項及び第三項の 3。

出等に係る罰則)(特定短期国債等の譲渡の対価等の支払調書又は商品先物取引に関する調書の提

円以下の罰金に処する。 第四十二条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万

- 高の記載をして当該支払の取扱者に提出した者 に規定する受寄金融機関等の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書にの告知書を同項の償還を受ける際に同項に規定する支払の取扱者若しくは同項の告知書を同項の償還を受ける際に同項に規定する支払の取扱者若しくは同項に規定の告知書を高項の償還を受ける際に同項に規定する受寄金融機関等の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの第四十一条の十二第十二項の告知書を同項の混蔵寄託をする際に同項に規定
- 若しくは同条第二十項に規定する特定短期国債等の償還金の支払調書又は第四二 第四十一条の十二第十九項に規定する特定短期国債等の譲渡対価の支払調書

(ホステス等の業務に関する報酬又は料金に係る源泉徴収の特例)

第四十一条の十八同上

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法第二百四条第二項及び第三項の 2 前項の規定の適用がある場合における所得税法第二百四条第二項及び第三項及び第三項及び第三項の経営者及び租税特別措置法第四十一条の十八第一項(ホステス等」とあるのは「本設定の適用については、同条第二項第三号中「施設の経営者」とあるのは「施設を 前項の規定の適用がある場合における所得税法第二百四条第二項及び第三項の 3。

(特定短期国債等の譲渡の対価又は償還金の支払調書の提出等に係る罰則)

第四十二条の三 同 上

- 若しくは当該告知書に偽りの記載をして当該支払の取扱者に提出した者の告知書を同項の償還を受ける際に同項に規定する支払の取扱者に提出せず、記載をして当該受寄金融機関等の営業所等の長に提出した者又は同条第十四項する受寄金融機関等の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの一 第四十一条の十二第十二項の告知書を同項の混蔵寄託をする際に同項に規定
- 又は同条第十七項に規定する特定短期国債等の償還金の支払調書をこれらの調二 第四十一条の十二第十六項に規定する特定短期国債等の譲渡対価の支払調書

出期限までに税務署長に提出せず、又はこれらの調書に偽りの記載若しくは記 録をして税務署長に提出した者 十一条の十四第四項に規定する商品先物取引に関する調書をこれらの調書の提

- よる検査を拒み、 職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定に 第四十一条の十二第二十三項又は第四十一条の十四第七項の規定による当該 妨げ、若しくは忌避した者
- に関し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者 第四十一条の十二第二十三項又は第四十一条の十四第七項の規定による検査

3 条の十四第四項に規定する商品先物取引に関する調書の提出に関する調査に関す 下の罰金に処する。 きた秘密を漏らし、 る事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることので しくは同条第二十項に規定する特定短期国債等の償還金の支払調書又は第四十一 前項第一号の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。 第四十一条の十二第十九項に規定する特定短期国債等の譲渡対価の支払調書若 又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以

5 4 略

(所得税法の特例と定率による税額控除の特例との調整

第四十二条の三の二 五第一項後段、第九条、第十条、第十条の二第三項若しくは第四項、第十条の三 法第三条の三第四項後段、第八条の三第四項第一号、第八条の五第一項後段、 くは第十一項、第十条の五第三項から第五項まで若しくは第十一項、第十条の六 第三項から第五項まで若しくは第十一項、第十条の四第三項から第五項まで若し 項から第五項まで及び第十一項、 及び第十一項、 担軽減措置法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、 合における所得税等負担軽減措置法第六条の規定の適用については、所得税等負 七第二項又は第四十一条の十四から第四十一条の十八までの規定の適用がある場 三十七条の十四まで、第三十九条、第四十条の二第二項、第五節、第四十一条の 第十条の七第三項から第五項まで若しくは第十一項、第二十五条、第二十八条 第四節第二款から第八款まで、第三十七条の十、第三十七条の十二から第 第十条の四第三項から第五項まで及び第十一項、第十条の五第三 第十条の二第三項及び第四項、第十条の三第三項から第五項まで 第三条の三第四項後段、 第十条の六、 第八条の三第四項第一号、第八条の 第十条の七第三項から第五項まで 「規定、租税特別措置

> 書の提出期限までに税務署長に提出せず、 くは記録をして税務署長に提出した者 又はこれらの調書に偽りの記載若し

- 三 第四十一条の十二第二十項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、 若しくは偽りの答弁をし、 忌避した者 又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは
- 類を提示した者 第四十一条の十二第二十項の規定による検査に関し偽りの記載をした帳簿書

ことのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三 査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知る は同条第十七項に規定する特定短期国債等の償還金の支払調書の提出に関する調 十万円以下の罰金に処する。 第四十一条の十二第十六項に規定する特定短期国債等の譲渡対価の支払調書又

2

同

4 3 上

(所得税法の特例と定率による税額控除の特例との調整

第四十二条の三の二 第三条の三第四項後段、第八条の三第四項第一号、第八条の 四十一条の十七の規定の適用がある場合における所得税等負担軽減措置法第六条 項第一号、第八条の五第一項後段、 」とあるのは、「規定、租税特別措置法第三条の三第四項後段、第八条の三第四 の規定の適用については、所得税等負担軽減措置法第二条第三号中「規定並びに 第三十七条の十二から第三十七条の十四まで、第三十九条、 は第十一項、第十条の六、第十条の七第三項から第五項まで若しくは第十一項、 三項から第五項まで若しくは第十一項、第十条の五第三項から第五項まで若しく くは第四項、第十条の三第三項から第五項まで若しくは第十一項、第十条の四第 五第一項後段、第九条、第九条の五第三項後段、 第二十五条、第二十八条の四、第四節第二款から第八款まで、第三十七条の十、 十条の四第三項から第五項まで及び第十一項、第十条の五第三項から第五項まで 十条の二第三項及び第四項、第十条の三第三項から第五項まで及び第十一項、第 第五節、第四十一条の七第二項、第四十一条の十四、第四十一条の十五又は第 第九条、 第九条の五第三項後段、 第十条、第十条の二第三項若し 第四十条の二第二項

一 次に掲げる規定 平成十三年三月三十一日規定は、当該各号に定める日から施行する。 (施行期日)

規定、 同号の下欄に掲げる資産については百分の六十とし、同表の第十一号の場合又 部分及び同条第六項を改める部分を除く。)、同法第六十四条の二の改正規定 項の改正規定、同法第五十八条の二の改正規定、同法第五十八条の三の改正規 同法第五十七条の三から第五十七条の九までの改正規定、同法第五十八条第七 計額」を削る部分及び「百分の九」を「百分の八」に改める部分を除く。 ら第五十六条の二までの改正規定、同法第五十六条の四の改正規定、同法第五 を除く。 同法第八条の五第一項第一号の改正規定、同法第九条の四から第九条の八まで 分を除く。)、同法第六十五条の八の改正規定(「同表の第二十一号の場合の の九十とする。」を「、百分の九十」に改める部分、同条第一項の表の第四号 分を除く。)、同法第六十五条の七の改正規定(「同表の第二十一号の場合の の四の改正規定(同条第一項第三号イに係る部分及び同項第二十一号に係る部 条の三の改正規定(同条第一項第四号に係る部分を除く。)、 項」を加える部分を除く。 者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第十三条第 十一条の二の改正規定、同法第六十四条の改正規定(同条第二項第二号に係る 十三に相当する金額と当該超える部分の金額の百分の二に相当する金額との合 十七条の改正規定(「当該計算した金額」を「当該金額」に改め、 の改正規定、同法第三十一条の二の改正規定(同条第二項第七号ロの改正規定 同号の下欄に掲げる資産については百分の六十とし、同表の第十一号の場合又 は第二十号」を「同表の第二十号」に、「これらの号」を「同号」に、 を削る部分に限る。)、 同法第六十五条の改正規定(「第七条第一項」の下に「、高齢者、身体障害 第九号、第十一号及び第二十一号を改める部分並びに同条第七項を改める部 第一条中租税特別措置法の目次の改正規定、同法第二条第二項の改正規定、 同法第五十九条の改正規定、同法第六十一条第六項の改正規定、同法第六 同法第四十二条の三の二第一項の改正規定(「、第九条の五第三項後段 同法第三十七条の十第四項の改正規定、同法第四十条の五の改正 同法第五十二条の三の改正規定、同法第五十五条か 同法第六十五条の二の改正規定、同法第六十五 同法第六十五条 「の百分の 「百分

租 税 特 别 措 置 法 等 0 部 を 改 正 す る 法 律 案 参 照 条 文

投 資 信 託 及 U 投 資 法 人 に 関 す る 法 律 $\overline{}$ 昭 和 _ + 六 年 法 律 第 百 九 + 八 号 抄

(定義)

0

第 _ 12 対 る 令 す 者 6 す 条 カコ 2 る る 0) 定 ح 投 ۲ 指 8 そ 資 لح 义 る 0 0 لح が を 者 法 含 12 律 受 L 必 益 T 要 む 指 に 0 権 運 で 义 お $\overline{}$ を 用 あ 12 VI T 分 す る に 係 割 る t 基 る ٢ L づ 権 委 0 限 託 T بح 5 VI て 者 複 を L 0 主 全 指 数 目 T 政 ح 部 义 0 的 又 型 者 لح 令 L に す C て は 投 取 る 定 有 資 得 信 8) 価 部 信 る を 託 さ 託 証 委 せ 0 t 託 لح る あ 0 ح 不 す は 0 _ ح T 以 動 る 場 を 下 産 信 そ 合 託 目 的 0 特 0 12 財 ٤ 法 他 お 産 定 す を 律 資 0 け る 委 る 15 産 資 _ 基 産 当 託 to ح で 該 者 0 づ 投 を き い 政 0 設 5 資 令 指 VI で 义 う 定 を さ 容 定 易 政 れ 12 め

信託をいう。

3

٢

0

法

律

12

お

い

T

投

資

信

託

لح

は

委

託

者

指

义

型

投

資

信

託

及

び

委

託

者

非

指

义

型

投

資

2

省

略

18 4 5 17 0 法 省 律 12 略 お い て 投 資 信 託 委 託 業 者 ح は 第 六 条 の 認 可 を 受 け T 投 資 信 託 委 託

又 は 投 資 法 人 資 産 運 用 業 を 営 む 者 を い う

20 19 用 ٦ す 0 る 0 法 法 7 律 律 15 15 を 目 お お 41 的 11 ٢ T T L \neg _ T 投 登 録 資 ٢ 投 法 資 0 人 法 法 人 律 لح 12 は لح 基 は づ 資 産 き 第 設 を 百 立 主 八 ح 3 + L れ 七 T た 特 条 社 Ø. 寸 定 登 を 資 録 産 VI う を 12 受 対 け す た る 投 投 資 資 法 ٤ 人 L

を

い

T

運

業

-1 -

公 債 及 び 借 入 金

第 + _ 条 財 政 融 資 資 金 に お V١ T 運 用 0 財 源 に 充 て る た 8 必 要 が あ る ٢ き は ۲ 0 会 計 0

負 担 12 お VI T 公 債 を 発 行 L 又 は 借 入 金 を す る ۲ لح が C き る

び 借 入 金 0 限 度 額 15 0 VI て は 予 算 を ŧ 0 て 玉 会

0

議

決

を

経 な け れ ば な 5 な 11 2

前

項

0

規

定

12

よ

る

公

債

及

公 債 0) 発 行 限 度 及 び 借 入 金 0 借 入 限 度 0 繰 越 L

第 + 又 は 借 条 入 れ 前 を 条 L 第 な 項 カン 2 0 た 規 定 金 額 12 よ が ŋ あ 玉 る لح 会 き 0 は 議 決 当 を 該 経 た 金 額 金 を 額 限 0) う 度 لح ち L T 当 該 カン 年 度 0 15 財 お 政 い て 融

12 金 よ 0 9 長 そ 期 0 運 캪 用 年 15 度 対 す 15 お る 特 11 别 T 措 運 用 置 す 12 る 関 ح す لح る が 法 律 で き _ 昭 る 和 金 額 四 + 0 範 八 年 囲 内 法 で 律 第 当 七 号 該 캪 第 年 度 \equiv 12 条 0 お 規 VI

公 債 を 発 行 L 又 は 借 入 金 を す る ٢ と が で き る

.0 商 品品 取 引 所 法 昭 和 + 五 年 法 律 第 = 百 Ξ + 九 号 抄

定 義

第 _ 、る た 条 8 ٢ 12 必 0 要 法 律 な 市 12 場 お を い 開 て 設 _ す 商 る 品 ح 取 لح 引 を 所 主 た 2 る は 目 的 商 لح 品 又 L T は 商 品 0) 指 法 律 数 15 12 基 0 づ VI T 11 て 先 設 物 立 取 引 さ

れ

た

を

す

者 を う 0

5 省

略

2

5

て

定

発

行

資

資

۲

1

第

号

15

掲

げ

る

取

引

口

銭

0

授

受

を

約

す

る

取

引

場を いう

6 Ξ 品 لح を 来 12 0 市 ٢ 約 0) 将 当 当 ょ T 当 場 0 来 事 す 事 2 事 12 法 者 T 当 律 0) 者 る 定 者 お が 取 0 が 決 該 が 11 12 商 引 時 商 済 売 将 T お 定 0 品 期 品 す 買 来 行 VI 指 12 る の 0 わ T 時 12 ح 期 数 お 2 目 れ _ け 11 7 る 先 に 12 的 定 て 物 が 物 次 お 2 る 0 け い 現 あ で لح 時 12 取 T 実 5 き な 期 揭 引 る 現 あ 0 カン る 2 15 げ 実 当 U 取 T お る لح 5 引 0) カン 該 8 11 11 取 は じ 約 る 引 当 商 T 該 品 定 商 商 を め 商 約 0 す 品 品 11 品 商 0 品 定 る 及 う 取 価 び 指 す 格 価 転 引 0 格 売 そ 所 数 る 又 0 0 数 差 0 値 に 以 は 対 数 定 下 値 基 買 価 8 づ 戻 0 以 0 る 下 約 L 授 基 差 11 12 て 定 を 受 準 -基 算 価 L を 約 及 た CK づ 定 出 格 約 __ さ لح す 方 11 指 れ لح き る 法 T 数 算 る VI は 売 15 لح う 差 買 従 出 金 さ 11 銭 金 取 0

 $\overline{}$

بح

将

0

授

受

0

授

受

引

で

あ

T

商

0

()

几 事 が 者 C 当 0 き 事 る 者 方 権 0) 利 が ۲ 方 ~ 以 n 0 下 15 意 思 対 \neg L 才 表 T プ 示 シ 対 12 価 よ 3 ŋ を ン _ 支 当 払 Ł 事 5 VI 者 ح う 間 لح 12 $\overline{}$ を お VI 約 を す 相 T 次 る 手 取 方 12 引 が 掲 当 げ 事 る 者 取 引 0 ___ を 方 成 15 立 付 さ 与 せ る し 7 当

に 0 掲 法 前 第 げ 律 号 る 12 に 号 X お 掲 に 分 VI げ 掲 12 T る げ 応 取 る じ 引 取 商 て 品 引 _ 当 ٢ 市 ~ ٢ 該 場 れ 各 れ 12 号 لح 準 12 12 は ず 潍 定 ず る 8 取 る る 種 引 取 取 引 0 で 引 上 商 で を 場 品 商 行 商 取 밂 う 取 品 引 た 所 引 又 8 は 0 所 に 上 定 0 商 場 8 定 品 る め 商 取 밂 to る 引 指 0) to を 所 数 0 が 含 を 開 لح 含 む 設 12 む す る 次

0

市

—15—

れ

る

金

う

= _ 上 号 上 場 12 場 掲 商 商 げ 品 品 指 る に 数 取 係 引 15 る 係 商 る 品 商 市 밂 場 市 場 当 該 当 上 場 該 上 商 場 品 商 12 밂 係 る 指 数 前 に 項 係 第 _ る 前 号

項 第 \equiv 号 12 掲 げ る 取

に

掲

げ

る

取

引

又

は

同

項

第

8 ľ 品 ح T 取 当 引 0 該 所 法 各 が 律 号 12 に 定 お 定 款 VI 8 で T る 定 \neg 取 8 商 引 る 品 を ٢ 市 す ٢ 場 る 3 12 ۲ 12 お Ł ょ け بح ŋ る L 取 た 商 引 _ t 밂 0) 市 12 場 を は 含 12 む お 前 to VI 項 0 T 各 次 号 ٢ す 0 に る 各 定 号 め に る 掲 取 げ 引 る 0 X ほ 分 か 引 に

応

商

ホ 1 5 さ 場 当 = せ る 事 商 ۲ 者 省 品 ٢ 15 0 が 略 係 で 方 き 0) 商 る 意 品 権 思 市 利 表 場 示 以 12 次 下 15 よ ŋ 掲 げ 実 当 物 事 者 オ 引 プ 間 に シ お 3 ン い _ て لح 当 VI 該 上

場

商

品

0

売

買

取

引

を

成

立

上

る

る

取

百 _ = 取 + 引 省 六 0 方 条 受 略 に 託 付 等 与 商 品品 0 L 市 許 場 可 当 事 12 お 者 け 0 る 取 方 引 が ٢ 0 委 n 託 12 を 対 受 L け T 対 又 価 を は そ 支 払 0 委 う 5 ٢ 託 5 0 を を 取 約 相 次 ぎ す 手 を る 方 引 取 が き 引 当 受 事 者 け ょ 0)

3 場 受 け 玉 12 許 内 2 口 又 12 VI 0 営 は T 種 引 業 第 類 12 き 所 受 係 を 項 る け 有 0 す て 許 商 は る 可 品 な to を 市 5 受 場 0 な 12 け 12 VI 限 た お る 者 け る 外 取 玉 引 以 0 0 下 法 委 令 託 又 商 12 品 進 は 取 拠 そ 引 L の 員 T 委 設 託 ٤ 立 0 い さ 取 う れ 次 0 ぎ た 法 は で 人 な 15 当 け 該 2 れ VI 商 ば T 밂 は 市

2

省

略

第

う

2

す

る

者

は

主

務

大

臣

0

許

可

を

受

け

な

け

n

ば

な

5

な

VI

4 5 省

略

1

0 特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 平 成 + 年 法 律 第 七 号 抄

定 義

第 あ 条 0 T ٢ 不 0) 特 法 定 律 15 カコ お 2 多 VI 数 て 0 to 特 0 定 0 非 利 営 益 利 0 活 動 進 ٢ 寄 は 与 别 る 表 ۲ 12 2 掲 げ る 目 活 5 動 15 該 t 当 す る 活

٢ 0 法 律 に お 11 て 特 定 非 営 利 活 動 法 增 人 _ غ 12 は す 特 定 非 営 利 を 活 動 的 を 行 す う る ٤ 0 を を 主 11 5 た る

2

目

的

5

L

次

0

各

号

0)

VI

ず

れ

12

t

該

当

す

る

寸

体

で

あ

2

て

7

0

法

律

0

定

8

る

لح

7

3

に

よ

動

で

9 設 立 さ れ た 法 人 を VI う

1 次 社 0 員 11 ず 0 資 れ 15 格 to 0 得 該 喪 当 1 す 関 る L 寸 て 体 で 不 あ 当 0 な て 条 件 営 を 利 付 を さ 目 的 な ح VI ح L لح な VI t 0 で あ る 2

D そ 0 役 行 員 5 0) 活 う ち 動 が 報 次 酬 0 を 11 受 ず け n る 15 者 to 0 該 数 当 が す る 役 団 員 体 総 で 数 あ 0 Ξ る ٢ 分 لح 0 以 下 で あ る ٢ 2

1 宗 教 ŧ. 0) 教 義 を 広 8 儀 式 行 事 を 行 11 及 UK 信 者 を 教 化 育 成 す る ٢ ٢ を 主 た る 目 的

لح

す

る

0

で

な

11

۲

٤

口 0 で 政 な 治 上 ح 0 ح 主 義 を 推 進 L 支 持 L 又 は ٦ れ 15 反 対 す る ر 7 を 主 た る 目 的 7 す

う 特 以 定 下 0 VI 同 公 U 職 公 職 0) 候 選 挙 補 者 法 当 昭 該 和 候 補 + 者 五 に 年 な 法 3 律 う 第 لح 百 す 号 る 者 第 \equiv を 含 条 む に 規 定 若 す L る < 公 は 職

公

職

を

11

る

\$

لح